

ねんきんコーナー

国民年金保険料の追納制
度を知っていますか

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、年金を受給する際に、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55513701

【令和4年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成24年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成25年度の月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
平成26年度の月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
平成27年度の月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
平成28年度の月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円
平成29年度の月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
令和元年度の月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円
令和2年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
令和3年度の月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円

※令和2年度、令和3年度は追納加算額はありせん。※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 3411616

黒潮町権利擁護センター
64512057

黒潮町権利擁護センターとは、認知症や障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう支援する専門機関です。

同センターは、成年後見制度(※)などの権利擁護に関する相談受付、広報活動や各種研修などを開催し、住民の皆さんの権利を守るために活動していきます。お気軽にご相談ください。

※成年後見制度とは、認知症、知的障がいや精神障がいなどで、1人で決めることが心配な方の日常生活を法的に支援する仕組みのこと。預貯金や年金などの財産管理、契約の代理や取消、介護・医療への契約サポートなどを行う後見人を家庭裁判所が選任する制度。

◆設置場所 社会福祉協議会

☎ 4312835

◆開所時間

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係

☎ 4312124